

○国土交通省告示第七百八十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の六第三号の規定に基づき、一定の規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法を次のように定める。

平成二十八年五月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

一定の規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令第二百二十六条の六第三号に規定する一定の規模以上の空間（以下単に「空間」という。）は、吹抜きとなっている部分で、避難上及び消火上支障がないものとして次に掲げる基準に適合するものとする。

一 吹抜きとなっている部分が屋根まで達するか、又は当該部分の頂部が直接外気に開放したものであること。

二 吹抜きとなっている部分の床又は地面は、直径四十メートル以上の円が内接することのできるものであること。

三 次に掲げる基準に適合する通路に通ずるものであること。ただし、避難上及び消火上支障がない場合にあつては、この限りでない。

イ 幅員及び天井までの高さが四メートル以上であること。

ロ 通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされたものであること。

ハ 道（都市計画区域又は準都市計画区域内においては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道路をいう。以下同じ。）又は道に通ずる幅員四メートル以上の通路その他の空地に通ずること。

第二 建築基準法施行令第二百二十六条の六第三号に規定する高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法は、次に掲げる基準に適合する構造（観覧場の用途に供するものに設けたものに限る。）とする。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 空間との間に壁を有しないこと。

ロ 空間から開放し又は破壊して進入できる構造であること。

二 空間に長さ四十メートル以下の間隔で設けたものであること。

三 空間の高さ三十一メートル以下の部分にあること。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。